

長門都市計画道路事業 1・4・1 号 萩三隅道路

種類及び名称		長門都市計画道路事業 1・4・1 号 萩三隅道路
事業地	収容の部分	山口県長門市三隅中字東荒人、西荒人、竜王、一ノ宮、東石橋及び田中地内
	使用の部分	なし
収容又は使用の手続きが保留される事業地	収容の部分	山口県長門市三隅中字東荒人、西荒人、竜王及び一ノ宮地内
	使用の部分	なし
都市計画法上の制限		都市計画事業上の制限は以下のとおり 1. 建築等の制限（都市計画法第 6 5 条） 2. 土地建物等の先買い（都市計画法第 6 7 条） 3. 土地の買取請求（都市計画法第 6 8 条）
問い合わせ先		事業計画に関する事 山陰西部国道事務所 計画課 TEL：0838－21－3934 用地補償に関する事 山陰西部国道事務所 用地課 TEL：0838－21－3933